

別紙第2

勸 告

職員の給与に関する条例（昭和27年埼玉県条例第19号）、学校職員の給与に関する条例（昭和31年埼玉県条例第33号）、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年埼玉県条例第5号）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年埼玉県条例第68号）の適用を受ける職員の期末手当について、次のように勧告する。

1 職員の給与に関する条例及び学校職員の給与に関する条例の改正

期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

(1) 令和2年12月期

ア イ以外の職員（再任用職員及び再任用学校職員を除く。）

期末手当の支給割合を1.25月分とすること。

イ 特定幹部職員及び教育四級職員（再任用職員及び再任用学校職員を除く。）

期末手当の支給割合を1.05月分とすること。

(2) 令和3年6月期以降

ア イ以外の職員（再任用職員及び再任用学校職員を除く。）

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.275月分とすること。

イ 特定幹部職員及び教育四級職員（再任用職員及び再任用学校職員を除く。）

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.075月分と

すること。

2 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

期末手当の支給割合を次のとおり改定すること

(1) 令和2年12月期

期末手当の支給割合を1.65月分とすること。

(2) 令和3年6月期以降

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.675月分とすること。

3 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

特定任期付職員の期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

(1) 令和2年12月期

期末手当の支給割合を1.65月分とすること。

(2) 令和3年6月期以降

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.675月分とすること。

4 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。

ただし、1の(2)、2の(2)及び3の(2)については、令和3年4月1日から実施すること。